

民間スイミングスクールを活用した水泳授業に関する教育委員からの質問への回答

No	質問事項	回答
視察に関する事	1 保険について ・水泳授業中の怪我事故に対する保険 ・移動中の怪我事故に対する保険 その保険加入等行っているのか。 又、その加入の場合は保険料の支払いは保護者なのか？保険加入先、金額等はどの様なものなのか。	学校の授業の範囲ということで、（独）日本スポーツ振興センターの保険を活用しています。別途、保護者の費用負担はありません。
	2 水難事故や溺れた時などの対処法などの授業は行っているのか？	民間施設の水泳授業では行っておらず、学校ごとに座学などの授業で対応しています。 なお、着衣泳も行っておりません。
	3 学校と民間施設間に掛かる往復の移動時間の確保をどの様にされているのか。	2時間の授業枠を利用することにより、バスの往復時間を含めず、水泳授業の時間を2コマ分の60分確保しています。
	4 民間委託化を進めるにあたって、来年度、モデル的に市内何校か実施する事になった場合、水泳授業の質を確保するために、教育委員会が委託先に申し入れる内容、学校の教職員と委託先インストラクターが事前に打ち合わせ・確認する内容等は、具体的にどのようなものか。	打ち合わせが必要なものについては、①学習内容、②児童生徒の動線、③指導グループ分け、④役割分担などがあります。 北本市では、教育委員会が体育指導内容に大枠である4泳法（クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライ）の技能を身に付けさせることを申し入れており、指導の仕方については委託先のノウハウに任せる形にしております。
	5 移動・水泳指導にあたっては、新たな場面や環境の中で、児童生徒の安全を第一に考え実施し、事故防止に努めなければならない。事故が起こった場合は、学校と委託先が協力して事態の収拾を図ることは当然であるが、様々な場面での責任の所在についてはどう取り決めになっているか。	学校管理下の事故として、原則学校が責任を負うこととしており、移動・水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努めることとしています。 万が一、事故が起こった場合は、学校と受注者が協力して事態の収拾を図ることとしております。 なお、以下の場合には、受注者が責任を負うこととしています。 ①水泳指導中の事故について、インストラクターの故意または重大な過失により、児童生徒に対し事故が発生した場合 ②水泳指導のための移動中に事故が発生した場合
	6 民間スイミングスクールを活用した水泳授業をしている学校としていない学校との差は評価として出ているのでしょうか。	民間スイミングスクールを活用した水泳授業をしている学校としていない学校との差に関しての評価は出ていません。
その他	7 春日部市について児童一人当たりの金額が約3万円の金額になっております。そのことについてどのような背景があるのか伺います。	春日部市では、水泳授業の回数が学年によって5回～9回と他市よりも多いことに加え、夏休みのプール開放を6回行っているため、児童一人当たりの金額が高くなっております。
	8 民間委託のメリットは多くあるが、本市の場合、市内全校の委託化は不可能と考える。市内に共有プールを建設することを考えている自治体はあるのか。	ある学校のプール施設を複数の学校で共同利用している自治体（熊谷市・嵐山町）や、公営のプールを活用している自治体（久喜市・日高市）があります。
	9 老朽化したプールについては、使用しないまま放置することは既存設備の老朽化に伴う漏水事故など、思わぬ事故が発生することも考えられる。安全を最大限考慮すると早い時期にプール解体を行う計画になるのか。それとも、プールを他の理由で活用するよう管理を行って施設の存続を行うのか。	本市としましては、使用しなくなったプール施設については、安全管理を行いながら、計画的に施設を取り壊し、跡地の有効活用を図ることを想定しております。 ※北本市では、使用しなくなったプール施設については、そのままの状態にしており、補修などもしておりません。
	10 夏休み期間中の学校プールの開催はどうなるのか。モデル校は夏休み中のプール指導が受けられないということになる。夏休み中の学校プールの役割を見直す必要性が生じてきていると思うが、学校によって、夏休みのプールがあるのとないのがあることにどう対応していくのか	本市としましては、夏休み中の学校プールの役割について、学校間での差が生じないように検討していきたいと考えております。